

市川市社会福祉法人障害者グループホーム運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の自立の支援に資するため、グループホームを運営する社会福祉法人に対し、市川市社会福祉法人障害者グループホーム運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和52年条例第30号）及び市川市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和52年規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「グループホーム」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助（日中サービス支援型共同生活援助を除く。）を行う施設であって、定員が6人以下のものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、グループホームを運営している社会福祉法人とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、グループホームを運営する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費は、本市が法第19条第1項に規定する支給決定を行った入居者に係るグループホームの運営に要する人件費、備品の購入費その他市長が適当と認める運営費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 食材料費、家賃、光熱水費その他の入居者が負担する経費
- (2) 施設又は設備の建設費及び修繕費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。

(1) 別表の定めるところにより入居者ごとに算定した補助基準額の１年度当たりの額を、全ての入居者について合計した額

(2) 実際に支出した補助対象経費の１年度分の合計額から次に掲げる収入を控除した額

ア 寄付金

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第５２３号）に基づく共同生活援助サービス費（体験利用を除く。）、外部サービス利用型共同生活援助サービス費（体験利用を除く。）、人員配置体制加算、入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、帰宅時支援加算及び長期帰宅時支援加算の額

附 則

この要綱は、平成２２年８月２６日から施行し、同年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２３年９月９日から施行し、改正後の市川市社会福祉法人障害者グループホーム・ケアホーム運営費補助金交付要綱の規定は、同年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年７月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、令和７年２月２６日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の市川市社会福祉法人障害者グループホーム運営費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る市川市社会福祉法人障害者グループホーム運営費補助金について適用し、同日前の申請に係る市川市社会福祉法人障害者グループホーム運営費補助金については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

（単位：円）

世話人の配置	定員	区 分 1 又 は 区 分 非 該 当	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
1 入居者 6 人につき 1 人以上配置 し、かつ、人 員配置体制 加算におい て 入 居 者 1 2 人につ き 1 人以上 の加配があ る 場 合	4 人 以 下	108,000	122,000	127,000	151,000	188,000	227,000
	5 人	93,000	107,000	126,000	146,000	177,000	216,000
	6 人	83,000	97,000	119,000	139,000	170,000	210,000
2 入居者 6 人につき 1 人以上配置 し、かつ、人 員配置体制 加算におい て 入 居 者 3 0 人につ き 1 人以上 の加配があ る 場 合（前 項に該当す る 場 合 を 除 く。）	4 人 以 下	94,000	107,000	112,000	136,000	172,000	213,000
	5 人	79,000	92,000	111,000	131,000	161,000	201,000
	6 人	69,000	82,000	104,000	124,000	154,000	196,000
3 入居者 6 人につき 1 人以上配置 す る 場 合 （前 2 項に 該当する場 合を除く。）	4 人 以 下	85,000	97,000	102,000	126,000	162,000	203,000
	5 人	70,000	82,000	101,000	121,000	151,000	191,000
	6 人	60,000	72,000	94,000	114,000	144,000	186,000

備考

- 1 この表における用語については、次に定めるところによる。
 - (1) 「非該当」とは、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第1号に規定する非該当をいう。
 - (2) 「区分1」とは、区分省令第1条第2号に規定する区分1をいう。
 - (3) 「区分2」とは、区分省令第1条第3号に規定する区分2をいう。
 - (4) 「区分3」とは、区分省令第1条第4号に規定する区分3をいう。
 - (5) 「区分4」とは、区分省令第1条第5号に規定する区分4をいう。
 - (6) 「区分5」とは、区分省令第1条第6号に規定する区分5をいう。
 - (7) 「区分6」とは、区分省令第1条第7号に規定する区分6をいう。
 - (8) 「世話人」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第208条第1項第1号の世話人をいう。
- 2 入居者が月の途中で入居し、又は退去した場合の入居者1人当たりの補助基準額は、日割により計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に基づく共同生活援助サービス費（体験利用を除く。）、外部サービス利用型共同生活援助サービス費（体験利用を除く。）、人員配置体制加算、入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、帰宅時支援加算及び長期帰宅時支援加算の適用があるときの補助基準額は、これらの金額をこの表に定める金額から控除した額とする。
- 4 月の途中で入居者の障害支援区分に変更があったときの補助基準額は、その月の初日における障害支援区分により算定する。